

令和5年 北秋田市農業委員会 第11回総会

1. 開催日時 令和5年10月16日（月） 午前9時00分から

2. 開催場所 市役所本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員（29名）

1番 櫻井 豊	3番 宮腰 文義	5番 佐藤 邦久
6番 中林 めぐみ	7番 長崎 成人	8番 堀部 聡
9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正	11番 松岡 英敏
12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男
16番 寺田 一徳	17番 武田 響一	18番 武石 修一
19番 佐藤 茂延	20番 金田 悦子	21番 藤岡 智洋
22番 中嶋 力藏	23番 佐藤 利子	26番 出川 信久
28番 小笠原 千春	30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久
32番 若松 一幸	33番 佐藤 整	34番 金 俊英
36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員（7名）

2番 佐藤 稔	4番 鈴木 豊	15番 成田 博幸
24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子	27番 佐藤 政信
29番 澤藤 匠		

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第22号	会務報告
第 2	報告第23号	専決処分の報告
第 3	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請について
第 5	議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 6	議案第41号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 加藤 裕久 副主幹 簾内 拓也 主査 疋田 憲匡

8. 議事録署名委員

9番 多賀谷 テル子 10番 長岐 正

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和5年 北秋田市農業委員会 第11回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。2番佐藤稔委員、4番鈴木豊委員、15番成田博幸委員、24番松橋利彦委員、25番伊東誠子委員、27番佐藤政信委員、29番 澤藤匠委員の7名となっております。</p> <p>委員総数36名中、29名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>会長あいさつ（省略）</p>
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>最初に、議事録署名委員であります。恒例により当職より指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>9番 多賀谷 テル子 委員、10番 長岐 正 委員にお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。「報告第22号会務報告」を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>では、議案書2ページをお開きください。</p>

報告第22号 令和5年9月分会務報告です。

9月1日、令和5年度市町村農業委員会地区別研修が大館市で開催され、委員19名が出席されました。

4日には秋田県農業委員会女性協議会第19回総会と令和5年度第2回研修会が開催され、女性委員6名が出席されました。

7日は第10回総会に係る現地調査を行いました。

14日、令和5年度地区別市町村農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議が大館市で開催され、会長をはじめ3名が出席しました。

15日は第10回定例総会を開催しております。

25日には、第90回常設審議委員会が秋田市で開かれ、疋田主査が出席しております。この会で、当市に関して1件の案件が審議され、承認されております。

26日には、北秋田市日沿道建設期成同盟会「二ツ井今泉道路」現場視察があり、長岐会長が出席しています。

報告は以上です。

議長

会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第23号「専決処分の報告について」事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書3ページをお開きください。

報告第23号「令和5年9月分 専決処分の報告」です。

まず処理件数です。表の9月の列をご覧ください。

(2) 非農地通知が2件、(4) 相続等による権利取得の届出の受理が16件、(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が14件、合計32件の処理を実施しました。

4ページからその内訳となります。

まず、(2) 非農地通知です。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号2番まで、合計6筆、11,837㎡となります。

つづいて(4) 相続等による権利取得の届出の受理です。

(受付番号1番を朗読)

以下9ページの受付番号16番まで、合計114筆、面積121,373㎡となっております。

次に、(7)の、賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(受付番号1番を朗読)

以下、14ページの受付番号14番まで、合計109筆、面積107,561㎡となります。なお、受付番号3番以降は、換地処分による再契約または不換地処分を事由とした案件となっております。

報告は以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、(2)非農地通知について、現地を確認した委員からも説明願いたいと思います。

10番長岐正委員からお願いいたします。

10番

10番の長岐です。

申請番号1番と2番の2件を報告させていただきます。

調査日は10月6日、調査員は11番松岡英敏委員、12番伊藤鶴一委員、13番土田紀子委員、14番藤島喜美男委員と私、事務局から加藤局長、疋田主査の計7名でした。

番号1番は、住宅の裏手の丘の上にあり、道路がなく急なのり面の上にあるということで申請地へ到達することができず、タブレットの衛星写真で現況を確認し、その上で、開発等により当該の農地に到達することが困難であったため、農地として再生し継続して利用する事が困難と判断しました。

番号2番の、上杉字硯川と長根下の畑は、上杉集落と桃栄集落の間にある基盤整備された田の周辺部の林の中にある畑でした。

申請の農地へ到達することが困難であったため、タブレットの衛星写真で確認したところ、申請地は周辺の山林と同様で、森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

上杉字上森沢の畑は、北欧の森公園の道路と桃栄集落の道路の交差点付近から林道の奥へ行ったところにある畑でした。申請の農地へ到達することが困難であったため、タブレットの衛星写真で確認したところ、申請地は周辺の山林と同様で、森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

上杉字上屋布袋の畑は、上杉団地の東側にある山林の中にありました。申請地は、森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 報告第20号につきまして事務局と長岐正委員からの説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、次に進みます。

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをお開きください。

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年10月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

(受付番号1番を朗読)

以下、次のページの受付番号7番まで、合計14筆、面積4,044㎡となります。

なお、受付番号2番と3番について説明いたします。これらは同一の申請ですが、3番の2筆が道路の敷地内となっており耕作できない状況であり、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たさないため、不許可と判定しています。

これ以外の件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しな

いため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

なお、農地法第3条第2項各号については17ページをご参照ください。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

12番伊藤鶴一委員からお願いいたします。

12番

12番の伊藤です。

申請番号の1番から7番の7件を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の19ページから20ページになります。申請地は綴子の田中にある住宅のすぐ裏にある畑でした。300㎡ですので、下限面積要件が無くなったことで申請されたものと思います。現在作付けされている状態であり、問題はありませんでした。

次に、申請番号2番は、資料の21ページから22ページになります。申請地の福田字家ノ下と屋敷下の農地は、福田の獅子舞伝承館の近くにありました。手入れされていてすぐ耕作できる状態とみられ、問題はありませんでした。

福田字蝦夷館の農地は、福田字家ノ下と屋敷下の農地から100m程の場所にあり、同じく手入れされていてすぐ耕作できる状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号3番は、資料の21ページから22ページになります。申請地は、図面では福田の獅子舞伝承館のすぐ近くでしたが、現状は市道の法面といった状態であり、耕作できる状態ではありませんでした。

次に、申請番号4番は、資料の23ページから24ページになります。申請地は、旧鷹巣西小学校から200m程の場所にある住宅と住宅の間にある畑でした。譲受人が耕作している状態であり、下限面積要件が無くなったことで申請されたものであり、問題はありませんでした。

次に、申請番号5番は、資料の25ページから26ページになります。申請地は、栄字中綱にある田村内科クリニックの隣にある田でした。継続して耕作されており管理された田で、問題はありませんでした。

次に、申請番号6番と7番は関連があるので一緒に報告します。資料の27ページから28ページになります。申請地は、田中にある桂造園のすぐ裏にある基盤整備された田でした。草刈り等で管理、また継続して耕作

されている状態であり、過去に交換した農地の登記がなされていなかったため、あらためて申請がなされたもので、問題はありません。

以上で報告を終わります。

議長

議案第38号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

それではまず、議案第38号中、受付番号5番を除いた件について質疑に入りたいと思います。

議案第38号中、受付番号5番を除いた件について、何かご質問やご意見等ございませんか。

32番

32番、若松です。

受付番号3番について、道路の中にある農地がなぜそのまま放置されていたのかと、それを承知の上で申請がなされたのか、教えていただきたいと思います。

それから、受付番号4番について、農地としては高額な売買単価だと思いますが、その理由について教えてください。

事務局

3番については、所有者が令和2年に相続したもので、県外に住んでおり自身で農業をしないため手放したいということで譲受人に相談し申請したのですが、農地が実際にどこにあるのかが曖昧だったそうです。申請後に事務局で確認すると、換地の図面上には表示されているものの、国土調査の図面では完全に道路となっているようでした。このため、建設課及び税務課と協議したところ、この2筆の農地は現状、道路の中にあるとみられるということで見解が一致しました。

4番につきましては、住宅地の中にある畑ということで、隣接する宅地の単価に影響されたのではないかと推測します。現在も譲受人が冬場は雪捨て場として使い、夏場は畑として耕作しているということで、転用の意図はなく、価格も双方合意しているということです。

32番

4番については承知しました。3番についてももう少し伺いたいのですが、道路というのは、市道、県道または国道のいずれでしょうか。

事務局

当初は県道でしたが、現在は市に移管され市道となっています。

3 2 番 これらの土地は、登記上は農地として残っていますか。

事務局 登記上、農地として残っています。

3 2 番 今後はどう扱うのでしょうか。市道の下にあるならば市が買い取るとか、抹消するとか。登記上、農地として残っていると法律上は農地ということになると思うので、今後どうするか指導・助言も必要だと思いますし、市道の下であるなら市がきちんと対処すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 建設課との協議では、いくつか方法があるということでしたが、例えば市に寄付をするということであれば、再度測量をして、道路の下にあるということが確実であれば受けるということでした。ただ、測量の費用などは所有者の負担になるということでした。農業委員会としては、このような現状であるので許可はしないということとあわせて、本人の申請によって、固定資産税が課税されないようにできるということ、また、寄付など今後の取り扱いについては建設課にご相談いただくようお願いしたいと思っています。

3 2 番 わかりました。

議 長 ほかにご質問、ご意見等はございませんか。

1 9 番 1 9 番佐藤です。4 番の申請について伺います。申請事由が農業の廃止となっていますが、今回の申請分の外にも農地があるようです。これは、今後も何らかの形で申請が出されるということでしょうか。

事務局 申し訳ございません、資料の記載が誤っておりました。正しくは経営規模の縮小となります。

議 長 そのほかご質問等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第38号中、受付番号5番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第38号中、受付番号5番については、議席番号11番松岡英敏委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：11番松岡英敏委員)

議長 会議を再開し、質疑に入ります。

議案第38号中、受付番号5番について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第38号中、受付番号5番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：11番松岡英敏委員)

議長 会議を再開いたします。

次に、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

では、議案書29ページをお開きください。

議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年10月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

(受付番号1番を朗読)

この案件は追認案件であります。申請者が農地転用許可制度について熟知しておらず、このたび追認申請に至ったもので、顛末書により反省と今後は制度を遵守する旨、及び転用違反に至った経緯を確認しております。また、申請内容については、通常申請があった場合でも許可が見込めることから受け付けしたものです。この件は、常設審議委員会への諮問案件となります。

4条許可申請はこの1件のみで、239㎡となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

11番松岡英敏委員からお願いいたします。

11番

11番の松岡です。

申請番号1番の1件を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号1番ですが、資料の30ページから33ページになります。申請地は道城集落の住宅が並んでいる中にあり、宅地の奥にある畑でした。追認ということで、すでに倉庫が立っておりましたが、申請地の周辺には農地がなく、周辺の農業への影響はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

議案第39号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員か

ら説明いただきました。

それでは質疑に入ります。

議案第39号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第39号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書34ページをお開きください。

議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年10月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号2番まで、合計3筆、面積1,360㎡となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員さんからも説明を願いたいと思います。

13番土田紀子委員から説明願います。

13番

13番の土田です。

申請番号1番と2番の2件を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号1番ですが、資料の36ページから38ページになります。申請地は、いとく鷹巣ショッピングモール店の裏手の十字路から、太田集落の方向に150mほど進んだ住宅の中にある接道していない畑でした。今回の転用により、隣接する宅地と合筆し、接道するように分割することで排水を公共下水道へ接続するとの事で、農業への影響はないものと見受けられました。

次に、申請番号2番ですが、資料の39ページから41ページになります。申請地は阿仁マタギ駅から1kmほど奥に行ったところで、旧遊々ガーデンの向かい側にある田でした。一時転用中は申請地には敷き鉄板をして作業し復旧するとの事で、申請地は周辺の農地から離れているため、周辺の農業への影響はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります

議長 議案第40号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

それでは質疑に入ります。

議案40号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第40号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書42ページをお開きください。

議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、下記農用地利用集

積計画の決定について意見を求める。

令和5年10月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

はじめに所有権移転についてです。

(受付番号1番を朗読)

所有権移転はこの1件で、4筆、4,341㎡となります。

つづいて43ページ、利用権設定になります。

(受付番号1番を朗読)

以下受付番号2番、45ページまで、合計30筆、面積49,805㎡となります。

つづいて46ページから一括方式になります。

(受付番号1番を朗読)

以下50ページの受付番号6番まで、合計49筆、面積85,227㎡となります。

以上の議案第41号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第41号につきまして事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第41号中、所有権移転と、利用権設定の受付番号1番及び一括方式の受付番号1番、5番、6番を除いた件について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

8番

一括方式の法人の名称が説明と違いますが、変更があったのですか。

事務局 申し訳ございません、説明の方が誤りでした。正しくは資料記載のとおりです。

議長 ほかにご質問等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第41号中、所有権移転と、利用権設定の受付番号1番、及び一括方式の受付番号1番、5番、6番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第41号中、所有権移転についてですが、この件については、19番佐藤茂延委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：19番佐藤茂延委員)

議長 会議を再開し、質疑に入ります。

議案第41号中、所有権移転について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第41号中、所有権移転について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：19番佐藤茂延委員)

議 長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第41号中、利用権設定の、受付番号1番については、10番長岐正委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：10番長岐正委員)

議 長 会議を再開し、質疑に入ります。

議案第41号中、利用権設定の、受付番号1番について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第41号中、利用権設定の、受付番号1番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：10番長岐正委員)

会議を再開いたします。

議 長 つづいて、議案第41号中、一括方式の受付番号1番については、22番中嶋力藏委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：22番中嶋力藏委員)

議 長 会議を再開し、質疑に入ります。

議案第41号中、一括方式の受付番号1番について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第41号中、一括方式の受付番号1番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：22番中嶋力藏委員)

議 長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第41号中、一括方式の受付番号5番と6番については、7番長崎成人委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：7番長崎成人委員)

議長 会議を再開し、質疑に入ります。

議案第41号中、一括方式の受付番号5番と6番について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第41号中、一括方式の受付番号5番と6番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：7番長崎成人委員)

議長 会議を再開いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、第11回総会を閉会します。